

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会事務局代決専決規程（昭和 53 年岩手県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(代決) 第 2 条 [略] 2・3 [略] 4 課長が不在のときは、局長があらかじめ指定する <u>吏員</u> がその事務を代決する。	(代決) 第 2 条 [略] 2・3 [略] 4 課長が不在のときは、局長があらかじめ指定する <u>職員</u> がその事務を代決する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。